

令和 5 年 7 月 1 4 日
全国農業共済組合連合会

令和 5 年 7 月 7 日からの大雨による災害に伴う農業経営収入保険の対応について

全国農業共済組合連合会（NOSAI 全国連）では、令和 5 年 7 月 7 日からの大雨による災害に際し、災害救助法が適用された市町村に住所を有する収入保険の加入者及び加入予定の方で、保険料、積立金、付加保険料（事務費）の支払が困難であることの申出があった方を対象に、一括払いの支払期限、分割払いの支払期限を、保険期間を開始する日から起算し、11 か月を経過する日を限度に延長いたします。

また、対面での加入手続きが困難な方につきましては、電話等での加入申込みを承ります（申請書類は後日提出いただきます）。

具体的な支払期限の延長の手続、加入申込については、お近くの農業共済組合にご相談ください。

<別紙>

- ・災害救助法適用市町村及び対象地域の農業共済組合

本件に関するお問い合わせ先

全国農業共済組合連合会（業務部業務第 1 課）

TEL 03 (6265) 4800

FAX 03 (6265) 4807

ホームページ <http://www.nosai-zenkokuren.or.jp/>

災害救助法適用市町村及び対象地域の農業共済組合

令和5年7月15日現在

・ 災害救助法適用市町村

36 市町村

【青森県】

西津軽郡深浦町

【秋田県】

秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、北秋田郡上小阿仁村、山本郡藤里町、山本郡三種町、山本郡八峰町、南秋田郡五城目町、南秋田郡八郎潟町、南秋田郡井川町、南秋田郡大潟村

【富山県】

富山市、高岡市、小矢部市、南砺市

【島根県】

出雲市

【福岡県】

久留米市、八女市、筑後市、うきは市、朝倉市、那珂川市、朝倉郡筑前町、朝倉郡東峰村、八女郡広川町、田川郡添田町

【佐賀県】

佐賀市、唐津市、伊万里市

【大分県】

中津市、日田市

・ 対象地域の農業共済組合

青森県農業共済組合

〒030-0802

青森県青森市本町5丁目5-2 1

電話番号：017-775-1161

秋田県農業共済組合

〒010-0001

秋田県秋田市中通3丁目4-50

電話番号：018-884-5222

富山県農業共済組合

〒939-8177

富山市安養寺340-1

電話番号：076-461-5333

島根県農業共済組合

〒693-0004

島根県出雲市渡橋町748-1

電話番号：0853-22-1478

福岡県農業共済組合

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1丁目2番4号

電話番号：092-721-5521

佐賀県農業共済組合

〒840-0805

佐賀県佐賀市神野西4丁目4番14号

電話番号：0952-31-4171

大分県農業共済組合

〒870-0822

大分県大分市大道町3丁目1番1号

電話番号：097-544-8110